

政策広報
関東地方整備局

第223号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 首都圏外郭放水路を題材とした謎解きを実施します！ ～龍Q館×謎解き 首都圏外郭放水路と火伏の龍伝説～
2. 「道の駅」が新たに1駅登録へ ～関東地方整備局管内では189駅に～
3. 利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議の開催について
4. 2市にまたがる生活道路において 国・地方自治体が連携して実証実験を行います
～さいたま市と戸田市の「内谷・美女木地区」における可搬型ハンプ設置による実証実験～
5. C4首都圏中央連絡自動車道4車線化(久喜白岡JCT～大栄JCT)の一部が令和7年3月14日に完成します
～圏央道(埼玉県区間)が全線4車線で運用開始～
6. 国営ひたち海浜公園の樹林エリアの一部と「森の広場」を3月28日にオープンします。
～「森の広場」に植樹するヤマザクラの贈呈式を2月17日に行います。～
7. 第3回 中川・綾瀬川流域水害対策協議会を開催します ～「中川・綾瀬川流域水害対策計画(案)」について議論～
8. 中部横断自動車道 山梨～静岡間 開通3年後の整備効果
～双葉JCT～新清水JCT間 約74キロメートル開通、約70分短縮(2時間45分が1時間35分に!)～
9. 第16回 関東防災連絡会開催のお知らせ ～関東地域の防災関係機関58機関が連携を図ります～
10. 宮ヶ瀬ダム貯蔵食材プロジェクト始動!チーズとコーヒー豆の貯蔵開始 ～ダム貯蔵で新たな価値をつけて地域食材に～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 入札契約制度の改善に向けたハンズオン支援事業の案件を募集します～都道府県と連携し、管内市区町村の入札契約制度の改善取組を推進～
2. 「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定～安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて～
3. 「港湾法等の一部を改正する法律案」を閣議決定～能登半島地震で顕在化した課題や海面上昇等に対応～
4. 緑の認定制度「TSUNAG認定」、グローバル基準と連携!～TSUNAG認定がGRESBとTNFDガイドラインに関連付けられました～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 首都圏外郭放水路を題材とした謎解きを実施します！～龍Q館×謎解き 首都圏外郭放水路と火伏の龍伝説～

江戸川河川事務所

江戸川河川事務所の主催により、謎解きイベント「首都圏外郭放水路と火伏の龍伝説」を令和7年2月3日（月）から下記のとおり開催いたします。このイベントでは、龍Q館の展示室や敷地内を巡りながら、首都圏外郭放水路の庄和排水機場が所在する春日部市（旧庄和町）に伝わる「火伏（ひぶせ）の龍」の伝説をテーマにした謎解きを楽しめます。

1. 開始日 令和7年2月3日（月）
2. 開催時間 9：30～16：30（龍Q館の開館日、開館時間）
3. 謎解きキット配布箇所 龍Q館2階展示室
4. 開催期間 謎解きキットの在庫がなくなり次第終了

首都圏外郭放水路は、洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路です。中川、倉松川、大落古利根川など中小河川の洪水を地下に取り込み、地底50メートルを貫く総延長6.3キロメートルのトンネルを通じて江戸川に流すことで流域の浸水被害を大きく軽減しています。

龍Q館（りゅうきゅうかん）は、首都圏外郭放水路の庄和排水機場（埼玉県春日部市上金崎720）内に設置され、首都圏外郭放水路の機能や役割を紹介するほか、地域の賑わいの場を創出する観光拠点としての機能も備えています。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02076.pdf

2. 「道の駅」が新たに1駅登録へ～関東地方整備局管内では189駅に～

道路部

今回、関東地方整備局管内では新たに以下の1駅が登録（令和7年1月31日付け）され、合計で189駅（全国1,230駅）となりました。

1. 新たに「道の駅」に登録する箇所

駅名：道の駅「湘南ちがさき」

所在地：神奈川県茅ヶ崎市柳島

路線名：一般国道134号オープン予定：令和7年7月

2. 関東地方整備局管内189駅の内訳

茨城：16駅 栃木：25駅 群馬：33駅 埼玉：21駅 千葉：30駅

東京：1駅 神奈川：5駅 山梨：22駅 長野：36駅

「道の駅」は平成5年の制度創設以来、令和5年で30年が経過しました。（注1）国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取組みを進めてまいります。

（注1）平成5年4月22日第1回登録（全国103駅）

「道の駅」の情報については関東地方整備局の「道の駅」ホームページでもご覧になれます。詳しくは「関東地方整備局 道の駅」でご検索ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02092.pdf

3. 利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議の開催について

国土交通省関東地方整備局河川部
利根川上流河川事務所
利根川下流河川事務所
江戸川河川事務所
高崎河川国道事務所
利根川ダム統合管理事務所

国土交通省関東地方整備局では、気候変動をふまえた「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の変更に向け、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を開催しますので、お知らせいたします。

1. 開催日時

令和7年2月12日（水）15：00～16：00（予定）

2. 開催場所

さいたま新都心合同庁舎2号館5階 大研修室5A

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

開催場所の最寄り駅：JR さいたま新都心駅から徒歩約5分、JR 北与野駅から徒歩約7分

3. 議事（予定）

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画について

4. 公開等

カメラ撮り等は、冒頭部分のみ可能です。

取材に関する詳細は、別紙1、別紙2をご覧ください。

報道機関以外の方で傍聴を希望される方は、別紙3をご覧ください。

会議での配布資料等は、関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

（関東地方整備局ホームページ→河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02101.pdf

4. 2市にまたがる生活道路において国・地方自治体が連携して実証実験を行います～さいたま市と戸田市の「内谷・美女木地区」における可搬型ハンプ設置による実証実験～

関東地方整備局北首都国道事務所
さいたま市建設局土木部道路環境課
戸田市都市整備部都市交通課

さいたま市と戸田市にまたがる「内谷・美女木地区」の生活道路では、国道 298 号など周辺幹線道路の混雑を避けた通過交通が進入し、交通安全上の課題を抱えています。

それらを解決するため、北首都国道事務所、さいたま市、戸田市、関係機関、地域の皆様による「第 3 回生活道路交通安全対策ワークショップ」を実施して対策を検討しました。

検討の結果、同地区の生活道路において、物理的デバイスである可搬型ハンプを設置し、国とさいたま市、戸田市が連携して実証実験を行うことになりました。

<ハンプの設置による実証実験>

1. 設置期間：令和 7 年 2 月 12 日（水）～ 3 月 3 日（月）
（※設置・撤去の工事期間を含む）
2. 設置箇所：内谷・美女木地区内の生活道路 2 路線・各 2 箇所

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02102.pdf

5. C4首都圏中央連絡自動車道 4 車線化（久喜白岡JCT～大栄JCT）の一部が令和 7 年 3 月 14 日に完成します～圏央道（埼玉県区間）が全線 4 車線で運用開始～

東日本高速道路株式会社 さいたま工事事務所

国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所

東日本高速道路株式会社さいたま工事事務所（埼玉県さいたま市）、及び国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所（埼玉県草加市）が整備を進めてまいりました、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」）4 車線化（久喜白岡（くきしらおか）ジャンクション（以下「JCT」）～大栄（たいえい）JCT）のうち、幸手（さって）インターチェンジ（以下「IC」）～五霞（ごか）IC間が令和 7 年 3 月 14 日から 4 車線で運用開始となり、併せて、当該区間の最高速度が 70 km/h から 80 km/h に変更となります。

今回の運用開始に伴い、埼玉県区間の圏央道 4 車線化が完成します。

残る茨城県・千葉県区間については、引き続き、安全を最優先に整備を進めてまいります。

【完成概要】

- 4 車線運用開始日時：令和 7 年 3 月 14 日（金）6 時
- 4 車線運用開始区間：幸手 IC～五霞 IC（延長 4.2 km）
- 最高速度の変更：当該区間の最高速度が 70 km/h から 80 km/h に変更されます。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02107.pdf

6. 国営ひたち海浜公園の樹林エリアの一部と「森の広場」を 3 月 28 日にオープンします。～「森の広場」に植樹するヤマザクラの贈呈式を 2 月 17 日に行います。

国営常陸海浜公園事務所

国営ひたち海浜公園の樹林エリアの一部と「森の広場」を令和7年3月28日（金）にオープンします。

また、開園に先立ち、茨城県桜川市のご協力を受け、令和7年2月17日（月）に、「森の広場」に植樹するヤマザクラの贈呈式を行います。

○ 樹林エリアと「森の広場」について

国営ひたち海浜公園の北側に位置する樹林エリアは、マツやヤマザクラの樹林に、沢田湧水や貴重な動植物が残る大きな森になっており、自然の美しさや生き物との出会いを楽しむ場として整備しています。まだ、その多くが未開園の状態ですが、面積が大きいため、段階的に整備が完了した区域よりオープンしてきました。

今回は、そのうちの21.9ヘクタールをオープンします。

○ ヤマザクラ贈呈式のご案内

「森の広場」の整備にあたり、古くから桜の名所として有名な茨城県桜川市のご協力により、桜川市内の小学校で大切に育てられたヤマザクラを頂き、植樹することになりました。

桜川市役所（大和庁舎）にて、令和7年2月17日（月）にヤマザクラ贈呈式を行います。

ヤマザクラ贈呈式の取材をご希望の方は、事前に桜川市役所までご連絡下さい。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02106.pdf

7. 第3回 中川・綾瀬川流域水害対策協議会を開催します～「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」について議論～

河川部

江戸川河川事務所

中川・綾瀬川流域では、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題、遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、将来にわたり安全な流域を実現していくため、浸水被害の軽減に向けた更なる治水対策として、令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川に指定しました。

この度、計画の策定主体及び関係機関からなる「中川・綾瀬川流域水害対策協議会」を開催し、特定都市河川浸水被害対策法に基づく住民意見募集及び学識者への意見聴取の結果を踏まえた「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」について議論を行います。

1. 開催日時・場所

令和7年2月18日（火）15：30～17：00

さいたま新都心合同庁舎2号館 5階大研修室5A及び WEB 会議

2. 協議会構成員

計画の策定主体（茨城県、埼玉県、東京都の知事及び流域の28市区町の首長、下水道管理者、関東地方整備局長）

関係機関（関東財務局 管財第一部長、関東農政局 農村振興部長、関東地方環境事務所 事務所長、東京管区气象台 気象防災部長、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所 管理所長）

3. 議事（別紙1のとおり）

- (1) 中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）の縦覧・意見募集、学識経験者への意見聴取
- (2) 中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）に対する主な意見と対応方針（案）について
- (3) 中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）について
- (4) 計画策定までの流れについて
- (5) 意見交換

4. 公開等

会議は、報道機関を通じて公開いたします。

取材に関する詳細は、別紙2をご覧ください。

会議での配布資料等は、会議終了後、江戸川河川事務所ホームページに掲載する予定です。

「第3回 中川・綾瀬川流域水害対策協議会」で検索いただきご確認ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02124.pdf

8. 中部横断自動車道 山梨～静岡間 開通3年後の整備効果～双葉JCT～新清水JCT間約74km開通、約70分短縮（2時間45分が1時間35分に！）～

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所
国立大学法人山梨大学 地域防災・マネジメント研究センター
山梨経済同友会

- ・広域な地域間流動の形成に伴う地域産業や観光の活性化による、経済効果が発現
- ・中部横断自動車道の交通量は増加傾向で、特に土休日において増加

1. 経済効果

- ・開通による経済効果は全体で約367億円/年、山梨県・静岡県の合計で約259億円/年の経済効果が発現

2. 産業振興

- ・アクセス性の向上から道路沿線地域の立地工場への設備投資額が約500億円を突破、それら沿線工業地の地価が最大で約1割向上するなど産業振興が活性化

3. 観光振興

- ・沿線観光地において、県外来訪者の滞在者数の割合が増加、道の駅「富士川」の年間集客数は、約2割増加し50万人を超過

4. 安全・防災

- ・山梨県の峡南地域からの第3次救急医療施設への運搬時間が約13分短縮。
- ・国道52号事前通行規制区域内の孤立集落（9,800人）の発生を回避

5. 交通量

- ・中部横断自動車道の断面交通量は開通直前と比較し、約2倍に増加
- ・山梨県内から中京方面へのアクセスが向上し、山梨県を跨ぐ移動を行った車両が増加
- ・中部横断自動車道の利用割合が約4割増加し、広域な地域間流動を形成

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02130.pdf

9. 第16回 関東防災連絡会開催のお知らせ ～ 関東地域の防災関係機関58機関が連携を図ります ～

関東地方整備局
関東運輸局

関東防災連絡会は、首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害が発生した際に、防災関係機関による災害対応を効果的に推進することを目的として、平成23年10月27日に設立されました。

国の管区機関、交通・ライフライン事業者（団体）等の58機関で構成する関東防災連絡会を以下のとおり開催します。

1. 日時 令和7年2月27日（木） 16:00から17:00
2. 議事 別紙1のとおり
3. 場所 さいたま新都心合同庁舎 2号館 14階 災害対策本部室（WEB 併用）
※取材は、冒頭から開会挨拶までとさせていただきます。（会議は非公開です。）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02133.pdf

10. 宮ヶ瀬ダム貯蔵食材プロジェクト始動！チーズとコーヒー豆の貯蔵開始～ダム貯蔵で新たな価値をつけて地域食材に～

国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

相模川水系広域ダム管理事務所及び宮ヶ瀬ダム周辺振興財団では、新たに宮ヶ瀬ダム内部への貯蔵を開始するにあたり、食材を搬入する蔵入れ式を開催します。

宮ヶ瀬ダムでは、令和1年度より社会実験として日本酒の貯蔵を開始し、令和2年度からは全国で進められている「河川空間のオープン化」の取り組みとしてダム堤体とその周辺を、都市・地域再生等利用区域に指定し、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が占用許可を受けてダム等の利用が行われています。この取り組みを利用して、新たにチーズ及びコーヒー豆の貯蔵を開始します。

貯蔵品は3か月～1年程度の期間で、定期的に状況を確認しながら、出荷され広く販売が行われる予定です。将来的には宮ヶ瀬湖周辺の飲食店などで提供される食材となることが期待されます。

〈蔵入れ式〉

場 所：宮ヶ瀬ダム内部（ダム天端から135m下の点検用通路内）

日 時：令和7年2月28日（金）10:00～

今回の貯蔵食材：ゴーダチーズ（ダムに隣接する服部牧場のチーズ工房製）20 kg
コーヒー豆（真空包装された生豆、輸入品）30 kg

出席者：愛川町長、服部牧場 代表者、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 理事長
相模川水系広域ダム管理事務所長

公開等：蔵入れ式は、ダム内部にて報道機関を通じて公開で行います。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02138.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 入札契約制度の改善に向けたハンズオン支援事業の案件を募集します～都道府県と連携し、管内市区町村の入札契約制度の改善取組を推進～

国土交通省は、令和7年2月7日より、市区町村の入札契約制度の改善推進を支援する「ハンズオン支援事業」の案件募集を開始します。

○国土交通省では、発注体制の整備の遅れ等の理由により、入札契約制度の改善が進まない市区町村の改善を一層進めていくために、都道府県と連携して管内市区町村の改善を後押しする「ハンズオン支援事業」を実施します。

1. 募集対象となる地方公共団体

都道府県（過去に支援対象となった都道府県は除きます。）

2. 事業内容

国土交通省は、都道府県及び支援事業者と調整のうえ、入札契約制度において重点的に改善に取り組む事項を設定し、当該事項の改善の達成・取組が進むよう、資料提供や動画配信のほか、管内市区町村の改善状況に応じて必要な支援を実施します。

（想定される支援内容）

- ・改善が進んでいない市区町村の幹部級への個別訪問による働きかけを実施
- ・市区町村からの相談を個別で受ける会議体の設置を支援
- ・改善が進んでいる管内の市区町村の取組事例を収集し、改善に向けたポイント（経緯、検討期間、導入に当たっての障壁とその解決方法、導入後の課題等）を横展開。

※上記は飽くまで例であり、詳細な支援内容は都道府県と調整の上で決定します。

市区町村には、各種支援（資料提供、動画配信及び上記に記載した必要な支援等）により制度改善の意義について理解を深めていただいた後、団体ごとに今後3カ年の改善目標を「見える化」したロードマップを作成していただき、改善取組を進めていただくこととなります。

また、設定した目標の進捗状況については、毎年度実施している入札契約適正化の取組状況調査（入契調査）や各種会議等により都道府県が主体となってフォローアップを行います。

なお、本事業にかかる費用は国土交通省にて負担いたします。

3. 募集期間

令和7年2月7日（金）～3月7日（金）

4. 応募・選定方法

応募方法については国土交通省より各都道府県に連絡いたします。ご応募いただいた都道府県の中から、管内市区町村との調整状況を勘案するとともに、建設業界からの意見も踏まえ、選定します。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00276.html

2. 「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定～安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて～

昨年１月に発生した令和６年能登半島地震や、市町村の技術系職員の減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野の脱炭素化の推進を図るための「道路法等の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

昨年１月に発生した令和６年能登半島地震においては、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備の充実の重要性が明らかになりました。また、橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる市町村の技術系職員の減少により、持続可能なインフラ管理が課題となっています。加えて、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、道路分野の脱炭素化の推進が急務となっています。

2. 概要

（１）令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の深化

- ① 道路啓開計画を法定化し、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施。
- ② 地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度を創設。
- ③ 被災地への出勤が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その占用許可基準を緩和し、設置に対して無利子貸付制度を創設。

（２）持続可能なインフラマネジメントの実現

効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の自治体が代行できる制度（連携協力道路制度）を創設。

（３）道路の脱炭素化の推進

- ① 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入。
- ② 脱炭素技術の活用を促進するため、道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ、計画に基づく脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和。

（４）道路網の整備に関する基本理念の創設

道路が持続的な成長、安全安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001886.html

3. 「港湾法等の一部を改正する法律案」を閣議決定～能登半島地震で顕在化した課題や海面上昇等に対応～

- （１）令和６年能登半島地震を踏まえた港湾の緊急物資等の輸送拠点機能の確保、
- （２）海面上昇等に対応した官民協働での備えの促進、（３）技術職員が不足する港湾管理者への支援及び（４）洋上風力発電の基地港湾の円滑な利用調整等を図るため

の措置を講ずる「港湾法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

令和6年能登半島地震で生じた課題を踏まえると、災害時において緊急物資輸送拠点としての港湾機能を迅速かつ確実に確保することが必要です。

また、海水面上昇等による浸水リスクの増大に対し官民が協働して備えること、港湾管理者の技術職員不足の中でも公共岸壁等の適切な機能を確保すること、洋上風力発電の基地港湾の円滑な利用調整の仕組みを設けることが必要です。

2. 法律案の概要

(1) 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等

- 港湾施設の応急復旧に他人の石材等を活用できるようにする制度の創設
- 港湾管理者が災害時に民有港湾施設を使用することができる協定制度的創設
- 倒壊した場合に緊急物資等の輸送に支障を及ぼす恐れのある港湾施設への勧告制度の拡充
- 国から港湾管理者への支援船舶の入港需要等の情報の提供 等

(2) 気候変動に伴う海水面上昇等に対応した港湾の保全

- 護岸の嵩上やコンテナの固縛等といった官民連携での海水面上昇等への備え（協働防護）を促進するための計画・協議会・協定制度的創設 等

(3) 公共岸壁等の適切な機能確保のための工事代行等

- 港湾管理者の要請に基づく、国による高度な技術等を要する港湾工事の代行制度の創設
- 国が行う港湾工事に必要な権限を代行する措置の創設

(4) 洋上風力発電の導入促進に向けた課題への対応

- 基地港湾の一時的な利用の調整のための協議会制度の創設 等

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000287.html

4. 緑の認定制度「TSUNAG認定」、グローバル基準と連携！～TSUNAG認定がGRESBとTNFDガイドラインに関連付けられました～

GRESB（グレスビー又はグレスブ）※¹とTSUNAG認定とが連動するとともに、TNFD（ティー・エヌ・エフ・ディー）※²が公表したガイドラインにTSUNAG認定が位置付けられました。

これにより、TSUNAG認定の取得が企業の皆様の国際的な評価につながります。



TSUNAG
TO SECURE URBAN NATURE
AND GREENSPACE

※¹ Global Real Estate Sustainability Benchmark

※² Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

1. 概要

優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG：ツナグ）は、都市緑地法に基づき、企業等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・ウェルビーイングの向上といった緑地の「質」と「量」の観点から評価・認定する仕組みです。

このTSUNAG認定について、以下のとおり、2つの国際的な基準と関連付けられました。（詳細は[別紙参照](#)）

（１）GRESBとの連動

TSUNAG認定が、不動産企業等のESGへの取組度合いを企業単位で評価する国際的な基準であるGRESBの評価項目のうち、「グリーンビル認証」（GRESBが承認する環境に配慮した物件の認証）として認められ、TSUNAG認定の取得により、GRESBでの評価を高めることが可能となりました。

（２）TNFDのガイドラインへの位置付け

TSUNAG認定の取得を、自然関連の財務情報を評価・開示するTNFDのガイドラインに位置付けがあるものとして、企業が情報開示・広報することが可能となりました。

2. TSUNAGの今後の予定

（１）2024年度認定関連

2024年度の申請案件は、2025年3月18日（火）に認定・公表し、同年4月25日（金）11：00から三田共用会議所において認定式を予定しています。（詳細は3月18日にお知らせします。）

（２）2025年度認定関連

2025年度は、2025年4月1日（火）から同月30日（水）までを申請受付期間とします。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000158.html

5. 地方公共団体による先導的な官民連携事業の導入を支援します！～令和7年度「先導的官民連携支援事業」の募集開始～

地方公共団体の財政状況や業務体制が厳しさを増す中、将来のまちづくり・地域づくりの姿に即したインフラストックの形成や複数・広域・他分野のインフラ管理、民間事業者の創意工夫を活かした廃校等の空き施設のPPP・PFI事業など、官民連携事業を通じて地域のインフラ管理や地域課題に取り組む具体的な案件の形成等を推進しています。

今般、地方公共団体が実施する先導的な官民連携事業の導入可能性調査を支援する「先導的官民連携支援事業」について案件の募集を行います。

1. 募集内容

- ① 戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保
- ② スモールコンセッションの推進
- ③ 「PPP/PFI推進アクションプラン」に沿った取組や、地域性を考慮した独自性の高い取組に係る先導的な官民連携事業※を実施しようとする地方公共団体等

に対し、次の（イ）又は（ロ）に要する調査委託費を助成します。（詳細は別紙）

（イ） 事業手法検討：官民連携事業の導入や実施に向けた検討

（ロ） 情報整備等：官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等

※ 「先導的な官民連携事業」

- ・ 事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等に先導性・モデル性があるもの
- ・ 地方公共団体におけるノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方に先導性・モデル性があるもの 等

2. 募集期間

令和7年2月12日（水）～3月4日（火）17:00

3. 応募方法

指定の様式に必要な事項を記載の上、下記【問合せ先】メールアドレスまでご提出ください。

※募集要領、応募様式など詳細については、以下の URL をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000262.html

6. 令和7年度のスマートシティ関連事業に係る提案の公募～関連府省と連携し、スマートシティの計画的な実装を促進～

スマートシティの全国での計画的な実装に向けた取組の一環として、内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省は連携し、令和7年度のスマートシティ関連事業の公募を令和7年3月6日（木）まで実施します。

令和7年度のスマートシティ関連事業では、令和4年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の「データ連携基盤を活用したスマートシティ構想を実現するためのアーキテクチャ等の調査・検討」の成果を踏まえ改訂された「スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）」(*)を参照するとともに、令和6年度に引き続き、「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」を設置して、提案の公募・採択・実施について関係府省一体で取り組みます。

※国会で令和7年度当初予算が成立することが前提となります。

（注）「スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ第2版」（内閣府ウェブサイト）

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/architecture.html

1. 合同で公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業（合同審査の対象事業）

- ①未来技術社会実装事業
- ②地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）
- ③国土交通省スマートシティ実装化支援事業
- ④地域新 MaaS 創出推進事業
- ⑤日本版 MaaS 推進・支援事業（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）

2. 公募期間：

令和7年2月12日（水）～同年3月6日（木）正午まで

（1. の①及び②の事業については先行して1月28日（火）から公募開始）

3. 事業の選定

スマートシティ関連事業に係る合同審査会の評価を踏まえ、事業ごとに選定。

4. 公募要領・応募様式等（別紙1～8参照）

別紙1～8については、内閣府ホームページ

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r7_smartcity.htmlで御確認ください。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000159.html

7. 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検結果等を公表します～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～

令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、このような事故の発生を未然に防ぐため、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を対象とした緊急点検と、補完的に路面下空洞調査を実施しましたので、その結果を公表します。

1 緊急点検及び路面下空洞調査の趣旨

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック1台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道（洗濯や入浴）の使用自粛が求められるなど、大きな影響が発生しました。

このような道路陥没事故の発生を未然に防ぐため、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路※を管理する7都府県13箇所の流域下水道管理者に対し、下水道管路施設に対する緊急点検と、補完的に路面下空洞調査の実施を要請しました。

※処理水量30万m³/日以上 of 下水処理場に接続する口径2m以上の流域下水道管路

2 結果概要と対応

[1] 緊急点検

対象の下水道管路（延長約420km）に存在するマンホール（約1,700箇所）で緊急点検が実施された結果、管路の腐食などの異状が3箇所で確認されました。これらの箇所については、必要な対策を速やかに実施していただくよう要請しています。

[2] 路面下空洞調査

緊急点検対象の下水道管路が埋設されている道路で、路面下空洞調査（約320km）が実施された結果、下水道管路に起因する空洞の可能性がある箇所（地下1.5m以上の深さに空洞の可能性がある箇所）は、確認されませんでした。なお、路面下空洞調査が完了していない区間（約70km）については、速やかに調査していただくよう要請しています。

3 国土交通省の取組

国土交通省としては、今回の道路陥没のような事故の未然防止に向け、今般設置することとした「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論を踏まえ、国民の安心・安全を確保するため、必要な対応をしっかりと検討・実施してまいります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000629.html

8. 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた有識者委員会を開催します～「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の開催～

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しなど、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などについて検討する有識者委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）を設置し、2月21日に第1回目の委員会を開催します。

1. 日時：令和7年2月21日（金）11：45～13：45
2. 場所：中央合同庁舎3号館4階幹部会議室（WEB会議併用）
3. 委員：別紙のとおり
4. 委員会での検討項目：
 - 重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検のあり方
 - 他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方
 - 今後の施設の維持更新や再構築とそれらを支える制度のあり方など
5. 取材等：
 - ・会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り会議の冒頭（議事に入るまで）のみ傍聴（カメラ撮り）が可能です。
6. 会議資料及び議事要旨は、後日、国土交通省ウェブサイトに掲載予定です。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000625.html

■会議資料及び議事要旨は、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます■

[下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会・国土交通省](#)

9. 「令和6年度居住支援全国サミット」を開催します～地域における居住支援の取組事例等を共有し、居住支援の活性化を図ります！～

3月12日（水）に、高齢者、生活困窮者、障害者、子育て世帯、刑務所出所者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における住宅や福祉に関する施策と各地の居住支援法人や居住支援協議会等で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、「居住支援全国サミット」を厚生労働省と共催で開催します。

1. 開催日時 令和7年3月12日（水）13:00～17:00
2. 開催方法・会場 現地とWEB配信でのハイブリッド形式 ※アーカイブ配信予定
現地会場：TKP 新橋カンファレンスセンターホール 12E
（東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング 12階）
3. 構成（予定） ※詳細は別紙をご覧ください。
 - （1）施策説明（厚生労働省、国土交通省、法務省）
 - （2）基調講演「改正住宅セーフティネット法等の今後の展開」
～『居住支援協議会設立の手引き』のポイントについて～
○講師 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之 氏
 - （3）パネルディスカッション「居住支援に求められる相談窓口と体制整備」

○コーディネーター 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 諏訪 徹 氏
 ○コメンテーター 日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子 氏
 ○パネリスト 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
 安心居住研究会/安心住生活部会 副部会長 伊部 尚子 氏
 一般社団法人 fukucier 理事長 小林 し の ぶ 氏
 岡崎市福祉部ふくし相談課 課長 齋藤 哲也 氏
 社会福祉法人悠々会 理事長 陶山 慎治 氏
 一般社団法人パーソナルサポートセンター
 業務執行常務理事 立岡 学 氏

4. その他

傍聴希望の方は、以下の URL にアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力の上、お申込みください。

《お申込み専用 URL》 <https://www.koujuuzai.or.jp/r6-summit/>

- ・会場参加・オンライン視聴の申込み期限は、3月6日（木）となります。
- ・会場参加について、定員数に達した場合はオンライン視聴のみ可能となります。
- ・オンライン視聴の場合、ご登録いただいたメールアドレスに事務局から専用ページの URL がメールで送付されます。当該ページから、資料のダウンロード及び当サミットへのオンライン視聴が可能です。
- ・配信動画は開催後、令和7年4月下旬頃まで公開予定です。

5. モニター業務 インターネットモニターホームページに提示する「アンケート調査」に回答 等

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000290.html

10. スマートウェルネス住宅等推進事業についての説明動画を配信します！～2月18日からオンライン配信～

令和7年度当初予算案に盛り込まれた「スマートウェルネス住宅等推進事業」による支援内容に関する説明動画をオンラインで配信します。

1. 事業概要

国土交通省では、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境を実現するため、「スマートウェルネス住宅等推進事業」により支援しています。（事業内容は別紙参照）

2. 説明の概要

- （１）対象者 ： 介護・福祉・医療関係団体、不動産関係団体・大家、居住支援関係団体、NPO法人、地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）等
- （２）期間 ： 令和7年2月18日（火）より順次公開
- （３）実施方法：以下の配信用WEBサイトにて説明動画及び資料を公開
[（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/r3sw_setumeikai.html）](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/r3sw_setumeikai.html)
- （４）主な内容：1. サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- 2. セーフティネット住宅改修事業
- 3. 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業
- 4. 子育て支援型共同住宅推進事業
- 5. みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業
- ※ 各事業の実施及び具体的な内容は、令和7年度当初予算の成立後に決定するため、説明内容から変更があり得ることを予めご了承ください。

3. 事業内容に関する問い合わせ先

配信用WEBサイトに掲載の「事業内容に関する問い合わせ先」までご連絡ください。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000291.html

11. 地方公共団体の道路除雪費の更なる追加支援に向けて聞き取りを開始します

- この冬は、年末年始や2月上旬からの大雪をはじめ、短時間での急激な積雪などにより、平年を大幅に上回る大雪となっています。
- 国土交通省では、地方公共団体に対して、除雪機の貸出しや連携除雪など、現場レベルでの支援を強化してきたところです。
- 地方公共団体の道路除雪費は、すでに現時点で、年度当初に配分した道路除雪費を上回る執行状況となっており、財政的な追加支援の必要性が生じています。
- このため、本日から、地方公共団体に対し、道路除雪費の更なる追加支援に向けて、年度末までの道路除雪費の執行見込みなどの聞き取りを開始します。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001888.html